

ヤンゴル朝治下の封臣制の起源

——～～～ Soyurghal ～ Qubi ～ Emčü ～ の関連について

村上正一

- 1 はしがら
2 “Kešigtei” の繼承と Emčü の關係と
3 “Qubi” と “Soyurzal” と “Emčü” と
　　結びに

はしがる

中世のヨーロッパ封建社会における “fief, Lehen”, もしくは領アラムのイペリヤ社会における *Iqtā* に相当するものとして、ヤンゴル王朝に支配された十三世纪以後のトシトの名地、もしくは領アラムの諸國では、この王朝が滅ぼしたのかも、かなり野心的である。“Soyurghal” という制度が、ひらく行われてゐたんだから、あらじ西歐米の諸学者によつて指摘されたところである。ついでにQuatremère がこれに注意し、近くではだとくせ、Spuler 教授が、その著『ヤンゴル国史』において「ふくかへる御領地 (Krongüter) は、恩賞地 (Gnadenlehen; Sojüryamis) として、イル汗の妻妾や兄弟に贈与されただけではなく、もくと国家官僚、武将、兵士らへの給与もふくらは報酬として、世襲的食田 (erbliche-

Soldiehen) の形で与えられた。(ルント) これらに関する事務を取扱つたのは、(イル汗国) 大蔵省のある特定の局であった」と述べ⁽³⁾、また同じく『金張汗国史』のなかでも「封邑 (sojurgal) は汗によつて分与された。それは往々にして、たとへば国家に危害を及ぼす敵を除いたといふやうな特別な勳功に対する報酬であつた。(中) 土地の贈与もまた行はれたが、イランにおいて大きな役割を演じたやうな “Militärliehen” の成立に關しては、(金張汗国の場合には) 知られてゐない」と述べ⁽³⁾、キチャク汗国においても同じ Soyurghal の制度はあつたが、イル汗国とそれの間には、多少の違ひのあつたことを暗示された。また Yakrobsky 教授は、その『金張汗国史』において「定住地方に広大な土地を所有し、また草原に家畜の大群を所有した半遊牧の領主たちの状態は、Soyurghal やなはぢ采邑領有の制度について最もよく表現される。この Soyurghal は蒙古時代において最も広く行はれた、領主の広大な土地所有の形態であつた。Soyurghal の特徴なるものは、この土地が世襲的領地に編入され、全部または分割して売買である点にあつた。蒙古時代、特に金張汗国においては、汗の主権を以て広大な土地をその土地に住する農民くるみ分与したもので、その場合は往々、下賜上諭に免税上諭をも添へて授けた。免税上諭とは、その Soyurghal の住民に対し、國家へ納付すべき一切の租税若くはその租税の大半を免除するもので、これによつて soyurghal の封建的領主は、直接生産者の副産物の大半を取得した」と述べ⁽⁴⁾、金張汗國內におけるこの制度を、ある種の Immunität やく封建的所有地と一義的な断定を下されてゐる。さらに V. Minorsky 教授は、十六世紀末のオスマン帝国の地方貴族に下賜された Soyurghal の特許状を翻訳した際に、これを grant, bestow と解され、Vladimirsov 教授の hereditary grant やく解釈に賛同された。ついで『ペルシトにおける地主と農民』を著はされた A. K. Lambton 女史は、その著書においてサファヴィ朝治下における Soyurghal の状態について、詳細にやれられ、Chardin & Hintz 出版がこれをイスラム寺院の寺領ルントの “Vaqf land” と並べた諸説を退けて、

「Soyūrghāl」は“Vakf land”に限られたものではなく、その受領者も宗教団体の人らとに限られたものではなかつた。それらはまた荒蕪地や綿糸地からも、大抵ある種の免税特権を添へて賜与されたのである。からに國庫の収入から支出される金錢の賜与にも、Soyūrghāl と云ふ言葉が適用された。死ねば、これららの賜与物は國家によつて回収されるか、または、つゞきはあつたことと思はれるが、纂奪でもわれぬ限り、本来の受領者の相続者の間で分割された。からに本来の賜与は、“in perpetuity”として、官吏らが年ごとに新たな要求を出すのを禁止するやうにはしてゐた。しかし最初の受領者が死去すれば、賜与の再確認を求めることが、必要だつたるやうである」と論ぜられた。⁽¹⁾ このやうに、種々の解釈はあるが、ともかく封建的所領にも似た Soyurghal の制度が、モンゴル朝支配下の西アジアの諸汗国で実施され、諸汗国が亡びたのもながく、土着の王朝によつて継承されたことが、明らかとなつた。しかも、この制度が、言葉自体からも本論で説くねいに、モンゴル社会に起原をもつことは、殆ど疑ひを容れないところである。にもかかわらず、チンギス汗時代のモンゴル社會におけるソユルガル制については、別段詳細な研究あるのを寡聞なる筆者はいまだに知らない。このやうな制度がモンゴル朝治下において、どのやうな過程を経て成立し、かへりのやうに発展して、諸汗國なんの跡を残すにいたつたかなど、これに關して興味ある問題は多々あらうが、ここでは概りモンゴル的起原をもとめたとい題め。それが本稿の主題である。

註

- (1) Quatremère フレデリックの “トトク汗史” の註によると Soyurghamisch (faveur, bienveillance) として文字通り時どゝ區の賦税の附屬地として “Siourgal” あるが、これが「帝王が臣下に賜する土地」、主張によつて伝承されたもの
- (2) (un fonds de terre que le roi concéde à un homme,
- et qui se transmet par «heritage») となる。
- (3) Berthold Spuler: Die Mongolen in Russland p.293
- (4) ヤクモバキー・難魔難可証「金帳汗國史」110頁
- (5) Minorsky: A. Soyurghal of Qasim b. Jahangir Aq-

qoyunlu (903/1498) (B.O.O.S IX)

p.115—116.

(19) A. K. S. Lambton: Landlord and Peasant in Persia

| 稘訛とおたゞ Soyurghal の用例と意味

“Soyuryal” へじや言葉がどのやうに使用されたかを調べてみると、この文字は、秘史では「莎余吉兒中令寵」⁽¹⁾の形で出るが、むしろいには「莎余吉兒中令周」(Soyaryaju) 「莎余吉兒中令寵」(Soyuryaba) 「莎余吉兒中令黑若寵」(Soyurqandaba) 「莎余吉兒中令准」(Soyuryarun) 「莎余吉兒中令區準」(Soyurqa'ssu) 「莎余吉兒中令區速」(Soyuryaya'ssu) などへじや Soyurghal の動詞の名変化形で現はれてゐる場合が多い。⁽²⁾しかも、この際 “Soyuryaxu” へじや “Soyuryaydaxu” へじや能動形と被動形とがしありに用ひられてゐることをあらかじめ注意しておおた。

しかく、これらの諸用例によつて、名詞形の“Soyurghal” へじや言葉は、本来その動詞形から由来したものであることが、察せられる。これに対して、明人の傍訳では、名詞、動詞の場合を通じて、恩賜⁽³⁾ といふ訳語を通してをねが、わが那珂通世博士は、恩賜、恩賞、ともには賞賜とも訳ね、ペリオ教授は la grâce, la faveur などと訳ねだ。E. Hähisch 教授は Gnade, Gnadelgeschenk へじやねた。⁽⁴⁾このやうに訳された“Soyurghal” が、秘史のなかで事実、多くのやうな用例で現はれてくるがをつてみねばならない。まことに、第一群の例とつては、一一五節に、チングイス汗との戦ひに敗れたタタール部の yeke-Čerern の娘 yesügen Qatun が、娘の yesüi Qatun を自分に代へしハキベ汗の妃に推ねて嘆願する際に、一六九篇トトで、Ong-Qan の陣営に加せられた Qulan Ba'atur の妻 Yeke-Čeren の haran へじ

へた Badai へ Kisiliq の一人が、チングイクス汗は Kereid 部族の陰謀をひそかに告げて、その眞実性を認めしゆふせりといふ場合に、一九七節では、チングイクス汗の näkör に死を許された Naya'a がチングイクス汗の妃となるべく Qulan Qatun を犯したことを主君に認めた場合に、1101 節では、捕くられた政敵の jamqa が、古に盟友 (anda 感情) の好しみによつてチングイクス汗から召喚ある死を許しておられた場合に、この言葉の動詞形がそれを用ひられてゐる。これらの諸例は、いづれも主君の特別の仁慈によつて、ある行為を認証するにあつたことである場合の用例で、Grace もか Grade もいふべきこの言葉があつて、本源的、かつ一般的の意味にむかへとお近くやうである。⁽⁴⁾ しかし第二群の例になつて、例へば第一四七節では ſebe が戦のやうなチングイクス汗の乗馬を射殺したことを詔みかへねば母の辻へながい、Taici'ut 部から敵の主君チングイクス汗のゆゑに投属をいたしましたむこと、一四九節では、回つて Taici'ut 部のゆゑにいた Ba'arin 部の Naya'a が、主君 (ulus-un ejen) たゞ Tarqutai Qiriltuy の生命を助けて殺してやつたのが、改めてチングイクス汗に投属をいたしましたむこと、一八五節では、Qadaq-ha'adur が敗れた主君の Onq-Qan を Naiman 部に無事逃がしてやつてから、悠悠々チングイクス汗に帰属してゐたむこと、一七八節では、これもとは反対に、馬丁の Koköčü が久しう恩顧をうけた主君の Sengün を見捨てて投降しようとするのを極力反対した、その妻の忠誠を嘉みして、主君を見捨て顧みなかつた馬丁をチングイクス汗が処断するといふこと、この言葉の動詞形の使用がみられる。これらの用例では、主として敵側の自由騎士たる näkör (なかには haran の場合もあつたが) が来投してあり、チングイクス汗の näkör 群に加へて欲しことく投属の『嘆願』 (mörgükü) へ『忠誠の誓』に対し、チングイクス汗がこれを聽許し、また拒否するとこく形がとられており、聽許の場合ば、『Soyuryaxu』 へと能動形が、投属する側の騎士から嘆願する場合は "Soyuryaydaxu" へと被動形が用ひられてゐる。

このやうどこの言葉は、聽許または拒否を与くる側の主君がそれを受ける側の臣下の間で取交はされるといふの、相互関

連的 (reciprocal) 表現として用ひられてゐる、もはやかといへば、臣従する側の「忠誠」といふ事実の「確認」と「宣誓」とこゝに重きがおかれてもたやうに思はれる。これは主君に対する従士の絶対的忠誠を求めてやまなかつたチンギス汗が、敵の従士の臣従に際して、とくに以上のやうな慎重な手続のやうだ、その忠誠を驗証したのち、口の信頼する従士団 (itegelten nököd) に加へて可汗としての権力の増大につとめたからであらう。もちろん、封號のやうな臣従の形式が、唯一のやうだからどうかは疑問である。例へば富裕なるが故に、独立のアイルの遊牧形態をとつてゐたと謂はれる Ariaš 族の長者 Naqu Bayan の息子 Bo'orču⁽¹⁾ が弱年ながら汗著のコトチャマラの風格を憲かれて、その上に其身 (Commendatio) にて來たやうな、典型的な自由騎士の投属の場合もあつたやうであり、Uriyanqa 族の Čelme やつに、父の代からチングイス汗族の隸屬部族でしかも父もまたチングイス汗の “emčü bo'ol” (直属隸臣)⁽²⁾ といへるに著名な従士となつた場合もあつた。⁽³⁾ また Jalair 部族出身の従士 Muqali のやつに、やはりチングイス汗家の隸屬部族で、のちにチングイス汗の下に投属してゐた場合もあつた。Čelme やつに Mudali の従属の場合だ、とくにチングイス汗の “emčü bo'ol” たるべく、彼らの父からチングイス汗に対して頒給の「直誓」が行はれたことだ、これが後述する。この他にチングイス汗と同族の間柄にあつた Qonyotan 族の Münlig ečige や Ba'arin 族の長 Qorči usun ebügen のやうな、チングイス汗との間柄にあつたから、これらも右に述べられたやうな、主君からの忠誠の「確認」と臣従するものの側からの「直誓」と十二分に尊敬を払はねばならぬ古ら nökör たるやうだ。このやうに、チングイス汗の隣にくる nökör たちの来投や臣従の動機や形式はやがれまでもあつたやうが、そのうちの多くは、やはり困難な部族戦争の過程において敵側から來投して來た騎士たちであつたから、これらも右に述べられたやうな、主君からの忠誠の「確認」と臣従するものの側からの「直誓」と一起の形式を踏むにいたが、恐らくは常例となつたしむであらう。ルーハンの行為を君主側から示すことが、すなはち “Soyuryaxu” である、それを由てが取組むにいたが “Soyuryaydaxu” であつて、この相互契約の結果、両者の間にはじ

めて正式な主従関係が成立したものと思はれる。かやうな過程を経て、チンギス汗の従士団はしだいに形成され、そしてたえず拡大されてその上にイヘ・モンゴル・ウルスがやがて成立してくるのである。その新たな成立の過程に関して一層具体的で、明瞭な諸用例を示してくれるのが、ついに述べられる第三群の諸用例であらう。

さて、第三群の諸用例は、秘史の第二〇三節から二二三節にいたる二十一箇条に亘ってみえるが、これらの記事は一二〇六年チンギス汗がイヘ・モンゴル・ウルスの誕生を祝つた際、ともに辛酸をなめた従士たちを、新しく組織した千戸集団の長に任命したのか、あるいはの勲功をたたいて、「ハガルカルの讃美 (Soyuryal üge)」を与へよう」といったとみえる第二〇一節の記事についても、従つてつまに述べられる各節の用例は、この「ハガルカルの讃美」の具体的な内容を逐一述べるものとみなすこひがどくよ。おり第二〇三節では、チンギス汗がゆいじゆの経歴も古く、勲功ある騎士から呼び入れようとするのを、傍にあつた Šigi-Qutuqu がゆくあひて、母の勲功を大いに語り張つたのを、チンギス汗は彼に Čaruryuci (札魯兀赤) といふ、ウルス内の戸籍をはじめ内政一般の処理に当る重要官職と『土墻ある都城の一部』(Širo'ai yo'uruyatu barayasun ača) へを "ソガルガル" として呼んだことが述べられる。二〇四節では、父の代からぬのむ nökör であり、父の死後には養父となりたが Qonyotan 族の長 Münig ečige は、その田園の Kereid 部族との抗争のため、その族長 Ong-Qan の奸計に欺かれながらした危機から一命を救つてくれた功績に対して、年少の俸禄(öglige)を "ソガルガル" として与へたことが述べられて、二〇五節では、若年の時から進んで nökör となつてくれ、窮屈の際には馬泥棒から盗まれた馬匹を取り返してくれたり、Merkid や Tatar 部族との激しい戦ひには奮戦して敵を打倒してくれた Bo'orču に対して、右手の戸田 (bara'un yar-un tümen) へと、モンゴル・ウルスの四方の総督たる官職を与く、かつ九回の刑罰をも免かれうる (yesün aldal-dur bu alda-) といふ刑法上の特典を与へたといふ例がみえ、二〇六節では、祖先の代からチンギ

ス汗家に仕ぐた haran である、親の代にせ汗家 Qyad の族の運命を占める者であつたムカリと云ふ、Bo'orču と相並んで、左手の内臣 (Je'ün yar-un tümen) として東方の總督の地位をもつてゐたが、國主としての称号をもつた例が述べてゐる。ハラフド、110七節では Ba'arin 錫寧の Qorcı-USun ebügen と云つて、モンゴル部族内の長老氏族 (aqayin Urur) モコトヘルニヤハ・カルハ統一の象徴モコトの煙管 (nemdu Qutury) を保持つてゐた功臣よつて、110八節で人の美貌の女性と Erdiši 河畔に住む森林の臣 (hoi-yin irgen) を統べ内臣の地位をもつた例が述べてゐる、110八節では、モンゴル汗軍の先駆者としての功臣をもつて、uru'uud 族の Jürchedei と云つて、カバニ Kereid 船族の乾坤一擲の戦ひにおける大戰功を想ひて、Kereid 族長 Jayayambo の女 Ibaqa beki がそれに伴つて110人の「勝入」(Injés) いや与へた例が述べてゐる。110九節では、モンゴル汗廟の精銳軍の臣 (dörben noyas) を代表つた Qubilai がさウルグの軍事を統べて (cerig-ün tüle aqalaju) 重要官職を賜つた例が述べてゐる、1110節では、正直者で誠実に仕くつべれた Geniges 族の Qunan と、Jöci カバの内臣の職を賜つた例が、1111節では、モンゴル汗家の古い Unayan bo'ol で幼少のひへゑü ämcü bo'ol モコト仕くつべれた Uryanga 族の Jelme と、九回の刑罰免除の特典を賜つた例が、1111節では、養父 Münlig-Ecige の子 Tulun Čerbi がおこつて、父とは別箇と、西へ得だといふのを統べて (Ö'erün oluyasan jü'egsen-iyer yen) 1112節では、モンゴル汗家の食糧を貯めてくれた Baya'ud 族の Öngür に對して、異種部族の間に回散した部民 (Qari tutum bara tara aqa de'ü) を集めて、その千人長たる地位を賜つた例が、1113節では、戰争中の始皇帝の Boro'ul と、幼少の艱難を伴つた功臣、心の誠がもとハキス汗の末子 Tului が命を救つてくれた功臣を対し、九回の刑罰免除の特典を賜つたこととなるが、それがあげられてゐる。以上の十一節は、モンゴル汗の比較的古い Nökör だの (Ötügüs öjjeten nökör) と云ふ Soyuryal 賜印の例だ、これがの Nökör だの、モン

「コル部族出身のものが、あることはチノギス汗家に古くから住んでいた nökör もまたは haran の子孫と思はれる騎士たちであつた。これらに対する賜与の例について云ふと、一一五節では、チノギス汗が血口の娘たちや家族たちにも『コルカル』を賜うたと簡単に述べてゐるが、具体的にどんな内容のものを与へられたのか、これらことに秘史は何ら触れてゐない。

秘史の作者はやゝに第一一六節から一一三節にわたるが、コルガル賜与の諸例を述べていかる。一一六節では、110
七節とも見えてゐた Qorčin Usun Ebügen が云ふ、「モハナル部族の禪位」(Mongyol-un töre) と從つて部族の巫者
(begi <böge>) たゞ地位を襲ふことを承認し、一一七節では Mangyut 族長で、Fürchedei といふもチノギス汗軍の先駆
として戦死を遂げた Quildar Sečen の遺族に云ひ、禪位(abliya)^(a)を賜ひ、一一八節では 同様に戦死した Cayan-
Qoa の子 To'oril が禪位を承認する同時に、因散つた Negüs 族をあつめし、その半血長の地位を賜ひ、一一九節では、
Taičiud 部に捕はれたが逃げた子ハギベ汗を助け逃した Taičiud 部の haran が云ひだ Suldus 部人 Sorqan Šira もおも
ふれられたが、もくじ牧地を血田に定め(Nuntury darqalan) も権利とし、狩猟や戦争の際、血の得たものぞ、心のものが
血口の所得としゅべ(Olja olu'asa oluya'sa'ar abidqun) 権利と九回の刑罰免除の規定を賜ひ、宫廷に入ることに際しては、箭
筒を帯び、聖禪の礼(ötög)に参加しうることを榮誉ある功くられたと聞ふ。また一一〇節では Taičiud 部の後降
である、汗みにチノギス汗に取入つて重要な Nökör の一人となつた兩口者の Naya'a が其の臣属(Tüb-ün tümen)の
官職を賜る、一一一節では、チノギス汗麾下の四狗中の一人である Čebe と Sübedei など云つて、その戦に際して「血の
得て置かれた」(öreün oluyssad jü'egse'er-iyen) ものと半血長となることを承認し、一一二節では、チノギス汗一族の羊飼で
あり、のちどもチノギス汗とした Besiūd 部の族人 Degei が云つては、その「聖められた臣」(begüidejil)があつて、その
千口を支配せられたと云ふ、一一三節では「同じくハギベ汗一族の大王(Modōči)の役をつとめた Besiūd 部の族人 Küčügür

に対しても、*Jadaran*族の *Mulqalqu* とともに一つの干戸を統べさせたと見えてゐる。以上の八節にみえる用例は、最初の *Qorcı Usun* の唯一の例を除けば、戦死した遺族に対する賜与か、あるいはまた、*チンギス汗*に敵対した部族の *Nökör* か *haran* かで、*チンギス汗*が最初の干戸となつたのちに帰服して來たものに対する賜与の叙述と受けとれる。すなはち、秘史の叙述の順序は、*チンギス汗*が、最初にはまず比較的に古くから仕へた *Nökör* に対しての賜与を行ひ、ついで一族に対する賜与を、最後に敵側から加はつた *Nökör* に対して賜与を行つたといふ風にとれるであらう。

心れせしるゝも、この豊富な第11群の諸例をみて、がく注意されるにむかひ、第一、第1群の用法に見えてゐた動詞“Soyuryaxu”の名詞形として“Soyuryal”である文字が頻出してゐるにむかひ、さて、第101節の由で、それが「ハルカルの和葉を跡くや」(Soyuryal iğe ögsü) ある特徴の表現のなかに現はれ、第111回節では「内臣、千臣の長たる、ノハルガルを跡くらるぐ如入たるシハルカルを跡くト」(tümed-ün mingyad-un noyad-ta soyuryal ögelekün metüs-e soyuryal ögçii) と記述されるにむかひ。かなばく、ヒリダ、ニハルカルは、ナハキバサの一族などと万臣、千臣の長に任ぜられた Nökör たるの「ハムドゥ、ハムラ」、「跡くらるぐ如實経めゆる」に限つて跡くられたものであるたゞしが、明かかしならぬ。エホトウの「跡くらるぐ如實経」もまた、11011回節によるハサクハサク汗から聖職があつて「勲功、オルハラの上にハルガルを跡くや」と表ぐ(“Cinggis Qayyan jarly bolurun: Tusa-tan-a soyungal ogsu keen”) だつて、110110回節の「心の勲功を想ひて……選勝ゆハルカルを詔諭せん」(“Tere tusa-yi sedkiju...äglige soyuryal čimada ögsü”) とするところ、既識た nökör たるの「勲功」(Tusa) その由ゆにて、ニハルカルへは、その勲功に報いるための任君チハヤベサからの反対給付として賜ゆるのであつた。しかるにれば、決して臨場的に与へられた権利ではなくて、諸用例に基づいて察べられてゐるやうだ、「子孫の子孫にいたるやう」(“uruy-un uruy-a

“küttele”）、¹¹この受封者によつて索取され世襲の特権でもあつた。従つてその授与に關つては、贈与者たる主君は “soyural üge” を口頭で申つ迄々もに止まへず、それを具体的に示す証拠文書として、一定の形式を裝うた「ハ・ヨル・ガル・ト賜本」（“soyurral jarly”）を受封者に与へたのである。前に掲げた一一四節のなかで、「万匁、千匁の長の、ノヨルガルを取へば、人だれにハ・ヨル・ガル・ト賜状をつへねば、もやつてへべり」（“noyad-ta soyurral ögekün metüs-e soyurral ögčü, soyurral jarly bolqun-a bolji”）とある “soyurral jarly” は、概ね上記の一定の形式を踏んだ文書を指したものに違ひない。ふやつて、ハ・ヨル・ガルは、ヤク・ヤン・ヨル・ウルスが樹立された直後、Nökör たる『勲功』に応じて与へられた主君チングイス汗からの反対給付としての諸特典であり、しかも「世襲的」特典として、主君の直接の証葉で確認され、その確認の証拠たる「公式の文書」が与へられたことがほど明らかとなつた。従つてわれの第一群における、この動詞 “soyuryaxu” の諸用例が、忠誠の誓約を通じての主従間の恩顧関係の成立を意味したものとすれば、第三群の諸用例にみえる名詞性の “soyurral” は、すでにそのやうな忠誠の具体的成結たる『勲功』を通じて、やうやく組織化されつゝあつたヤク・ヤン・ヨル・ウルスの封建的諸関係を表示したるものとみることが出来る。このやうな意味において、右のやうな形式と内容をもつて “ハ・ヨル・ガル” が、西欧封建社会における臣下の “fidelitas” に対する主君から与へられた “Beneficium” と相通するのが多こととは、やはめて興味あることである。

しかし、ヤク・ヤン・ヨル・ウルスにおける “beneficium” としての “ハ・ヨル・ガル” 制の内容は、一体どんなものであつたか。ゆいより右に述べた諸用例は、御賜賜された “ノヨル・ガル” の内容をすぐによくしゆるむさばる難いやうではあるが、その重要な特徴を知るには、やはり十分である。われらを分類してみると、①としては、nökör たちを千匁の長い糸、千匁集団を結成せた際、Jalair, Qonyotan, Ba'arin, Uriyanqa, Arlad など、比較的同族の間に纏つ

てゐた諸部族を除けば、他は大抵四散して同族的結合を失つたまゝに、他部族の隸屬民 (charan) となつてゐたものが多かつたが、これらをその隸屬身分から解放して、同族ごとに統合せるとか、あるいはまた敵側の部族からあつめ得た隸屬民を自己の集団のなかに据ゑおいて、あたらしい千戸を組織させたことがあげられる。ただし、一言しておかねばならぬことは、後述するやうに、これらの千戸長となつたものは、その千戸集団を統ぐ (mede-) もらふことを、ウルスの主君 (ulus-un ejen) から委任 (tüšibe) めれたモンゴル・ウルスの行政官 (tüšimel) となつたことを意味するに止つて、始めから千戸の領主となつたことを意味するものではなかつたといふことである。もちろん千戸長の地位が世襲化すれば、その千戸集団に対する彼らの支配権がしだいに強化され、やがてそれが領主的地位に進んで行くであらうことには、当然予想されるところである。(2) としては、このやうな千戸長のうちでも、じつに勲功が大きく、その支配する千戸集団の数も多かつた有力な nököör に対して、重要官職を授けてウルスの国政に参与させたことである。しかも Šigi-Qutuqu に与へられた Jaruuyuči のやうな中央の主要な官職を除けば、左、右万戸といふやうな地方総督の職は初めから世襲されたから、このやうな重要官職をうけついだ Noyan の家の社会的身分はおのづと上昇し、チンギス汗の一族ないし姻族につゞくウルスの大貴族となることは明らかであった。(3) としては、ある千戸長には、年どとに俸禄を、遺族にはそれに代るべき恩給を支与したことだ、これらがとくに世襲の特權であつたことは注意されよう。(4) としては、『都城』の一部の住民とか下賜された公女に附属する「勝人」(Injés) を賜はつた場合であるが、これらの人びとあるいかどには本来のモンゴル遊牧民 (ke'er-in irgen) または「異なる民族」(Qari yin irgen) に属するもののが多かつたやうである。(後述)(5) には九回の刑罰から免除されるとこやモンゴル独特の、刑法上の特典で、古い Nökör たちやとくに勲功の偉大な Nökör たちに与へられた特權的身分の賜号であった。(6) は狩獵や戦争などで、騎士たちから得た財物 (olja) は、分前を主君に出すことなく、自己の所有に帰しうると

いふ、税法上の免税の特典で、前述の刑法上の特典のむかし、モンゴル語で、Dargan (〔裕刺罕⁽¹²⁾〕) と呼ばれた、特定の封建的身份に伴ふ一種の “Immunität” であった。⑦は、独立の放牧地を所有し、そのなかで自由に移動放牧しうるといふ、遊牧民にとつての、いはば居住放地の取得ならびに移動自由の権利の賦与で、これは他部族の隸属してゐた Badai, kisiig, Sorqan Sira などの場合に限つてみられる例であるから、この種の “ソユルガル” はとくにそのやうな隸属身分からのチンギス汗による正式の身分解放の許可を意味したものであつたかもしけれ。⑧は、箭筒を帶び、武装して宫廷 (ordu) 内に入つて飲酒の社 (Ötög) に参加しうるという、特定の遊牧貴族に与へられた荣誉權である。これらを一層つりめていふならば、“ソユルガル” とは、『勲功』のとくに大きい Nökör たちに對して、同族的結合の復活と重要官職の授与を通じて、各々委任した千戸集団への実質的支配を容認し、これらに俸禄や恩給などを支給し、あるいは私・有・民への支配權を認め、または刑法上ならびに、財政法上の “Immunität” や榮誉權などを賦与したことになるであらう。一一〇六年、イヘ・モンゴル・ウルス建設の直後に、チンギス汗が一族ならびに姻族、勲臣らに對して与へた “ソユルガル” とは、つまり以上のやうな諸特權の賦与を内容とした恩賞 (beneficium) の總体を意味したのである。

ついでに、一一〇六年以降における “ソユルガル” の用法については、これを第四群の例として、秘史のなかに求めて行かう。秘史の一〇〇六年以降の記事は、史実が一層豊富になつて行くものであるに拘らず、かへつて簡単となり、年代的にも叙述が前後倒錯して信用の置けぬところもないではないが、やはりモンゴル人自身が直接に体験した歴史の叙述として、利用価値は十分にもつてゐるはずである。より、第二三五節では、Qarluq 族の Arslan 汗が自ら進んでチンギス汗の陣營に降伏してきた場合に、一一三八節では Uigur 族の Idiquut が同じやうに降伏してきた場合に、いづれもチンギス汗は公主を下賜して姻族としたことを曰く、一一一九節でも、同じく降伏し來つた北方の Oirad 族ならびにかれじらからチンギス汗に

款を通じてゐた南方の Öngüd 族の族長は、それぞれ公主を下賜して姻族としたのであり、また同節には、チンギス汗の長子 Jöci に彼の北方征服の勲功をめでて、森林民族 (hoi-yin irgen) を "ソユルガル" とつて呼んだのみで、二二四一節には、Jöci に従つて森林民族の Tomad を伐つた際、武運拙なく戦死したチンギス汗の玄孫 nökör の Boro'ul noyan の遺子には、ふくべにその部族の一部を賜与したとある。やがて二二五二節では、金國の遠征の功績によつて、末子 Tului と姻族の Qonggirad の Čigu とに、"ソユルガル" を授けたとあり、二二五一節では、その金國との戦争で得た財物を少しも私有しなかつたといふ誠実なが賞でられて、竈主 Šigi-Qutuqu が、たび恩賞にあがかつてをり、二六六節では、これらの戦ひで得た夥しい数による「キタイの民や女の民」(Qara kitad ju-in irgen) をひれら noyad の大長老であり、左、右の万户長でもあつた Bo'orcu や Muqali などに分して恩賞したと見える。⁽¹³⁾ ついで、オゴタイ汗の時代の記事に移ると、第二七九節に、チンギス汗一族が相聚つたものと、チンギス汗生時の例にならつて、ひらく一族に（砦らしくは姻族も勲臣も含めて）俸禄や "ソユルガル" を分ち与くよつといふ大可汗のいはゆる『ソユルガルの言葉』が述べられてゐる。これらの諸例を分類すると、①としては、異國の王者が交戦せずに進んで降服してきた場合で、これに公を下賜するなどと "Soyurqa" といつてゐるが、これは古来チンギス汗家と族外婚的姻族となつてゐた Qonggirad 族などと同じやうな姻族 (Quda) との處遇を彼らに与へ、土地、人民を從前通り安堵せよといふ意味に使はれたものらしい。②としては、チンギス汗の農地への征服事業が成功するに従つて、モンゴル本土とは異なるところの北方の森林民族 (hoi-yin irgen) とか南方の農耕定着民地帯の『土墻ある都城』(Širo'ai yo'uryatu barayasun) の民、あるいはまだそれに伴うあがたの財物 (ed tabar)などを得たが、それをその都度チンギス汗が予めもに姻族に勲臣にそれぞれ "ソユルガル" として分与したことが述べられてゐる。およそ対外戦争で獲た戰利品 (olja) は、二五二節にみえるやうに金國の首都、中都城を攻略した際にも、二六〇

節にみえるやうに西アジアの Kharārizm の首都 Örüngeči (=Urgenč) 城を攻略した際でも、遡つては一五三三節の例からでも明らかにやうに（（いれに開じて））、「ねにイヘ・ウルスの絶対者支配者 (“Dalaī-yin Qayan” = 海内的皇帝) たるチングイス汗の全面的所有にかかる (Qanlır' = 係官) ものであつて、勲臣はおろか、近親一族であつても、恣意に分割し、私有すると許さぬものであつた。チングイス汗が親しく一族、勲臣に “ソユルガル” として下賜したもののが、実はそのやうな絶対王権の所有にかかるものとして、初めからその手許に留保されてゐたものであつたことを、ここにあらかじめ注意しておきたい。

従つて “ソユルガル” の下賜は、王者の尊嚴を飾るにふさはしくイヘ・ウルスの建設の直後とか、新しい皇帝の即位とか大戦勝の直後に開かれる “クリルタイ” の席上で華やかに行はれるのがつねであつた。二七九節にみえるオゴタイ汗時代の “ソユルガル” 賦与の儀式もまた、多分一二一九年の即位の “クリルタイ” でか、ないしは、むしろ一二三五年の “クリルタイ” の席上で華ばなし行はれたものと思はれる。

以上、秘史のなかにおける “Soyuryaxu~Soyuryal” の用例を検討してあたが、ここで得た結論は、はじめに用ひられた動詞形としての “Soyuryaxu” は、主君や遊牧英雄の下に投身してくる騎士たちの間においての主従関係の成立の過程を示したものであり、あとに現はれてくる名詞形の “Soyuryal” は、臣従を誓つたこれら騎士たちの「勲功」に対する恩賞授与といふ形を通じて、彼らとの間における主従関係を一層強化して、そこに恒久的封建関係を樹立したことを意味するものであつたところである。つまり、かやうな “Soyuryal” (恩賞) の制の組織を通して、西欧中世の従士制 (Vassalität) にも比すべからむナル的従士制 (Nökörshaft) が、チングイス汗の傘下でしだいに成立して行つたものと考へられよう。

註
（1）華夷訳語（涵芬樓秘笈本）のなかにも、來文には「莎余吉

兒中合周」「莎余吉兒中合忽宣」「莎余吉兒中合巴速」などと
みえ、これに対してやはり秘史と同じく「恩賜」といふ訳語

(3) 那珂潤也「成吉思汗書」(故訳版)八冊、一七八九頁に「賜賜」

- (2) F. W. Cleaves 教授の翻訳やれた時代のやへりと語碑文
のなかで「ソウルハ」 “Soyurqai” “Sogurqay-das-san
ajuyu” あるべ能動、被動の形 がんば “Soyurqai ögbe”
だらうるべ形でも頻繁に用ひる。 F. W. Cleaves: The
Sino-mongolian Inscription of 1362 (H. J. A. S.) Vol 12.
1949. passim.
- (3) 那珂潤也「成吉思汗書」(故訳版)八冊、一七八九頁に「賜賜」
「恩賞」 あるべ、一七八九頁に「恩賜」五七一頁に「賞賜」
あるべ。

P. Pelliot: Histoire secrète der Mongols p. 116. passim.

E. Hänsch: Wörterbuch der Manghol niuca toba'an
p. 136. Soyurhal=Gnade (geschenk), BelohnungSoyurhalau (v. soyurhn) Gnadegewähren
Soyurhaju, genädigt

Soyurhahdahu pass. belohnt werden

Soyurhah ulha (sich) belohnen lassen
おおきな時代やへりと語りた、この師業は始く文牒へつてお歳
ぐれぬなどあるべ。 Ramstedt: Kalmückisches Wörter-buch p. 329 おぞ “Soyix” あるべ 「文牒形」 ある
Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 590 b おぞ Suijuxa-
(emprunt fait à la langue écrit) あるべりる。 ある
がんばの師業は西ト分トおほきもの、あるべ文牒形の Soyu-

(4) カルムクの「ソウルハ」・和訳『蒙古社会通説史』

- (5) 村上弘一「チベット帝国成立の過程」(歴史学研究)五
回 參照
- (6) Öglige Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 528. b. オ Öglögo-
don, aumone: mets offert aux mots あるべ。 稲皮にねむ
お正月にだは「達板」あるべ語詮かみへんむくへておけ。
明人の傍訳は「支講」あるべが、これは今日の俸給の意に外
ならぬ。
- (7) “Haran” の部分的性別に關してはまだ研究をくわ余地が多い
あるべ長明であるが、所属の氏族に“qubčur”を教説せねば
ならぬ義務を負つてゐた存在である。 おほいにいたはだつておらぬ。
- (8) abliya オ Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 2. b オ abla-
ga あるべ petit profits tels que pots devin, cadeaux etc;
butin (mong. abliya profit illicite) あるべりる。 おぞが “ab-”
(取るべ) あるべ動詞から出た外語である。 両者は Mostaert
の著書にふれてやうだ “illicite” た取物物でなくおもだわが、

絲虫の用意をもつてゐるや、ソシドサヌサニ腰袋の腰袋の

モリモリである。

(10) “Trusa” (蘇布) も Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 164

も Dusa-utilité である。測量の用意を今口の意張りが然

今讀くやうである。

(11) ジロ「ハカルガルト賜牛」の形似は不思だる、木ハルトノ

帝国の官吏として Bosnia 総込つた Nuri Beg Cengic も

メ里方貴族の家の大輔士から給與されたルバ Farnan も

ルモ一種の形式を取つたものである。Minorsky:

A. Soyutorghai of Qasim b. Jahangir Aq-qoyunlu (903/1498)

(B. O. O. S. IX)

ムカ Cleaves 繊縫が絲虫の 111 国籍を詔わせた際 Soyutryal

jarlyk も “Words of favour” と記せられた。ルボミルコフは

◎ Soyutryal tuge はヨウヨウの ム、Soyutryal jarlyk も「ハリ

ルガルト 腹袋」 似た形の腰袋で、それが主な目的であると想

た。 (Cleaves: The Mongolian Documents in the Musée

de Téhéran (H. J. A. S 1953 vol 16)

(12) 「檢視狀」 と訳つて、Juvaini のおもとくも 111 腰袋の

腰袋をもつてゐる。“Tarkhan are those who are exempt from

compulsory contributions and to whom the booty taken on

every campaign is surrendered: whenever they so weth

they may enter the royal presence without leave or

permission. He also gave them troops and slaves and of

cattle, horses and accoutrement more than could be co-

united or computed; and commanded that whatever offe-

nce they might commit they should not be called to

account therefor; and that this order should be observed

with their prosperity also down to the ninth generation

J. A. Boy II: vol I p. 37~38.

Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 121 b. も Dar-

qan~Darxan—exempt d'impôts, de réquisitions et de co-

rvées; artisan; nom qu'on donne à celui qui abat le boeuf

dont la viande servira de provision pour l'hiver である

Darxan k'wn-artisan も 111

Ramstedt: Kalniciisches Wörterbuch p. 78/a も [darxpn, darxn] も タロハル

(Ölt) 腹袋の privilegierter, abgabefrei und nicht in

Dienst; nicht dienstschuldig edelmanne である。タクラン

タクラン tarqan である。

また中國の本來の腰袋鐵卷 111 「檢視狀」 中国の腰袋

由之意、非熟感不許」 111 ある。この点は、検視狀

も著名であるが、ジロ Badai も kisilip も Juvaini

も元史にも腰袋鐵卷のこの条によると、一人のじんが腰袋

ふれてゐる。腰袋鐵卷は「丞相順德忠獻王公祠堂孫子會祖詔

書記 (kisiilij) 以英材見遇擢任千目錫命管腰袋」と記されて

此制に關する研究 によるもの説明され、ヘンドリク

維「主因亦兒堅考」の発表あつて以来、その後の研究はなれでゐない。なほ秘史のこの記事が史実と合致しない。

は、那珂通世『成吉思汗実錄』（改訂版）四九五頁に見える
が、しかしここに問題にする内容とは直接の関係をもたない。

11 Kęsigei (怯薛歹) の組織と emčü 的關係と

チンギス汗は前述のやうに “Soyuryaxu” ふる行行為を通じて、自戸のウルスの内外を問はず、多数の有能な騎士を自己の傘下に糾合して、その間に主従關係をうねらだてし強力な従士団を結成し、やがて “Soyuryal” の賜与を通じてその拡大強化につとめ、一一〇六年にはつひにイヘ・モンゴル・ウルスの樹立に成功した。このイヘ・ウルスの組織に對して、彼はまづ有能で忠誠な従士たちを中心にして、それそれ千戸集団を結成させ、その上に従士団の大長者ともいふ Bo'orču Muqali 一人のを左・右の万户の長に任命して、これら多くの千戸集団を統制させる体制をとつた。しかしこれらの千戸長が自戸の千戸を率いてそれぞれ定められた任地に立去るに当つて、チンギス汗は、彼らの若き子弟を自戸の新しい従士として自戸のうちに召集し、“ケシクテイ” (Kęsigei = 怯薛歹) と称する大規模な公戸の親衛隊を組織したのである。ここに成立した、あたらしいモンゴル・ウルスは、かくして千戸制と“ケシクテイ”制とを一大支柱とした国家体制を完成するが、実はこの“ケシクテイ”こそが、モンゴル従士制の制度的真髓をなすものであつて、千戸制はむしろその基盤の上に発展した遊牧王国の地方行政制度に過ぎなかつたのである。

ところで、“ケシクテイ”的制も千戸制も、イヘ・モンゴル・ウルスの成立によつて始めて組織されたものではなかつた。これゆえともに、Kereid 族のウルスを滅した前後から、チンギス汗が強大なウルスの王者の例にならつてひそかに形成してきた制度の、発展し、成熟した姿に外ならない。千戸制はいまおくとして、当面の“ケシクテイ”的制について述べ

れば、当時遊牧民諸ウルスの王者の間にひらく行はれてゐたむし、 “Turqa’ud” と称する遊牧王者の侍衛軍の組織が、その根源であつたらし。すでに秘史の第七十九節のなかで、 Taichiüd 部ウルスの長 Tarqutai Qiriltuy が血分の “Turqa’ud” を率いて幼少のテムジンを襲つてこれを捕へたとある。また一七〇節には Kereid 部族の長 Ong-Qan も秘史にて一二四節によると、チンギス汗もこれらの王者の例になつて、同族の Qyad の族長たちに推されてはじめて小さなモンゴル・ウルスの可汗となつたとあ、自らの麾下の少数の noköd から、小規模な侍衛隊を組織したことが知られる。しかも一九一節になると、強大な Kereid 部のウルスを打倒したのは、多勢の騎士たちが彼のもとに投属してきただが、これらの noköd からチンギス汗は、因幡知の箭筒士 (Qorči) 七十名の侍衛 (Turqa’ud) 八十名の宿衛 (Kebeṭül) の三団からなる侍衛軍の組織を整備したといふ。そして一一〇六年に設けられた大 “ケシクティ” は、この際設けた侍衛軍の組織をやるに拡大強化したものであつて、秘史によれば、 “ケシクティ” の中央部をなす “Turqa’ud” (= 侍衛部隊) は八千名で、これに附屬する一千名りの箭筒士隊 (Qorči) と宿衛士隊 (Kebeṭül) とを加へて、 全體一万名を数へたので、その大組織にやればしく、とくにこれに “Keśigtei” (= 法師隊) やべく名称を守ぐるにいたつたといふのである。⁽¹⁾

さて、 “ケシクティ” の前身であつたところの “Turqa’ud” とは、いかなる組織をもつものであり、またいかなる過程を経て成立したものであつたらうか。“Turqa’ud” はいふまでもなく “Turqa’ul” の複数形であり、その意味はいまだに説明ついてゐないやうであるが、それは元史に “禿魯華” あるいは “禿魯華軍” の名でしばしば出てくるものに相違なからう。これは、元史では “質子” ないし “質子軍” と訳されてゐるものである。⁽²⁾ もし清代のとの解釈がその本質を指してゐるとするなら、遊牧王者たちの身込を衛つた侍衛軍なるもの、ゆゑむと “質子軍” であつたに違ひない。そしてここにいふ

『質子』とは當時がやうな強大なウルスの王者とか成功せる遊牧英雄たちのむねに、たゞ来投し、托身してくる族長や自由騎士たちの、その托身（Commendatio）の代償として提供された『質子』（hostage）ではなかつたかといふことである。かやうな『質子』は、秘史のなかであつてその例にそくはない。典型的なものをおびると、例へば秘史の九七節に、チンギス汗家の古い隸属部族であつた Uryanga 族出身の Jelme の父 Jarčidai があだ少年の Jelme を市販してチングス汗のもとに来て、息子を差出し、「あなた自身の鞍をおかせ、門を開けや（るのに使い）トトカニ」と怒ぐてゐるのは、父 Jarčidai がチンギス汗の祖先伝來の隸属関係によつて、自分みづからが“托身”する代りに、自分の息子を『質子』に出したことを意味したのであらうし、また一三七節にも同じくチンギス汗家の haran であつた Jalair 部長の Kiūn U'a の息子の Muqali とその弟 Buqa をチングス汗に差出せしめ、「あなたの門内のお肉（Bosya yin emčü bo'ol）をして頂かたい。あなたの門内から逃れ背いたならば、脚筋を切つて頂かたい。あなたの門の emčü bo'ol にして頂かたい」。あなたの門から離れ去るならば、彼の肝を取れや、すべて頂かたい」と述べたとあるのも、単に家内奴隸的奉仕をやむとうとしたのではない、父に代つて主君に奉仕する『質子』の性格を述べたものに外ならないのであり、右の言葉は、つまらやうとした“托身”の際における厳謹な『宣誓』の言葉であつたのである。

かやうにして、チングス汗は、モンゴル部族内の族長や古く nököd 自身の“托身”やその息子を“質子”にすゑんじ、慣習を通じて、自らの身辺を衛る強力な侍衛軍を組織したのである、かれらのちは来投し来つた敵の族長や nököd をも“ソユルガル”による臣従の形式を経てこれに参加させつゝ、しだこにその組織を拡大して、自らのウルスの強力な発展に努力したのであつた。従つてチングス汗配下のおよそ名譽ある従士 (öjjeten nököd) たるものは、直接、間接にこの侍衛軍における重要な部署に關係したのであり、そのなかにおける彼らの忠誠的行動がつねに“勲功”（“Tusa”）の対象にされ

たのである。むしやド、ルの “Turqa'ud” の構成分子であつた多くの nököd が、110 大年のイク・ウルスの樹立を契機として、それぞれ千両長、五百長に任命られて任地に赴く際、彼らは名前ある “Turqa'ud” の習慣に従つて、自らの代理としてその子弟をチングイス汗の “Emcü b'oł” やばはち質子として身辺の奉仕に出でねばならなかつた。また主君チングイス汗の側においても、この質子の制度を利用し拡大して、古く nököd の子弟たちを募り、あらたなる親衛軍としての “ケシクテイ” (Keşigtei=怯薛夕) を組織したとの考へられるのである。

“ケシクテイ” の内容そのものについては、バルトールド、カラシニョルツォフ、おたはわが箭内博士によつて詳細にとかれてゐるから、ここでは省略する。ただ、ここに必要な限りについて説くと、とくにこの制度を詳細に述べてゐる秘史の二二四節には、チングイス汗の言葉として、「千両のノヤンの子どもを入れるには、十人の nökör」と、彼の弟一人を従へて來い。五百のノヤンの子どもを入れるには、五人の nökör と、一人の弟を従へて來い。十両のノヤンの子どもを入れるにも、平民の子どもを入れるにも、三人の nökör と、また一人の弟を従へて、初めから乗馬、財物 (ula'a kičü) を整へて来る」であつて、ノヤンの子弟たちは馬匹、財物一切を携へ、十人から三人までの百両の nökör (=kö töčin) を従へて奉仕に当つたとあり、一一一七節には、「外にある千両のノヤンよりわがケシクテイは上にあるだ。外にある五百、十両のノヤンよりわがケシクテイの kö töčin (nökör の nökör) は上にあるぞ」云々とあつて、この “ケシクテイ” に奉仕してゐる間は、千両、五百のノヤンの地位にもあわる榮誉的身分が保証され、一一一一節には「わが九十五の千両から、わが身に貼く “emčü” へつて選んだむしの一万の “emčü” わが “ケシクテイ” を、ゆく末わが位に即いた子をも、子孫の子孫わ、これらの “ケシクテイ” を遺傳を思へ、恐がひぬすに、よく扱く。この一万の “ケシクテイ” をわがめでたい神と申ねうではないか」とあつて、イク・モンゴル・ウルスの権力と榮誉の象徴としての “ケシクテイ” をば、司汗の「敢につけ

encü えンチ」(beye čāda emčülen)、あるいは重に取扱はしあたる所である。しかし、右の文中にくつかくしてみえる可汗の“emčü”とは何であらうか。翻つてこの“ケンクテイ”的身なる侍衛軍“Turqa'ud”的例をみると、チンギス汗の“Turqa'ul”(質子)はなむいたJelme & Muqali へは、可汗のもとにあつて馬に鞍をのせ、門を開いて可汗に奉仕する“emčü bo'ol”であつたと云ふ。この場合、“bo'ol<boyol”(奴隸)といふ文字のむづ現代的意味にとらはれてはならないであらう。むしろ問題は、このなかでしばしば繰返して使用される“emčü”といふ言葉の本源的意味に存してゐるかむじある。

この“emčü”については、かつて筆者は他の場所でふれたことがあるが⁽⁴⁾、ここでも一言簡単に述べるならば、その原義は「私の身に歸る」(beye čāda) とか「臣下に屬するもの」(öeün qariyat) などやうなものであらう。具体的には、それはモンゴル氏族制社会において氏族全体の總体所有という観念に対立する個人的所有の諸觀念を意味したものであつた。当時、氏族制社会から遊牧英雄時代へとはげしい進展を経つて、この言葉は遊牧英雄を中心として結成されて行つた政治的集団のなかにおける人間関係にも適用され、やがてそこには排他的な支配=隸属の諸関係を意味するやうになつたものと推定される。けだし、このやうな関係は、由緒ある氏族の出であり、かつはもつとも有望な遊牧英雄を口が身を托すべし主君と仰ぎ、これに“托身”や“質子”とを通じて結成された侍衛軍の組織のなかで、もつともほへその意義が発揮であつたであらう。このやうな遊牧英雄と従士との間に成立した、いはば「私的」な主従關係が“emčü”なのであつて、それは従前の族長(uruu-un aqa) ふくの族員(aqa de'ü)との間に存した「公的」な対等關係とは次元を異にする、新しい社会關係だつたのである。もつてこの“emčü”といふ新しい社会關係を基軸にして侍衛軍(Turqa'ud)の制はづくられ、そのなかでモンゴル的従士制が養成されて行つたのである。チンギス汗の場合、その

もとには、"托身"、"投属"、"歸服"など、多くの部族長や nökör たちの来投の形がみられたが、その際チングィス汗は、父祖伝來の古い nökör やその子弟たちに対しては、"托身"、"質子"の慣習を通じて "emčii" 的関係を復活強化し、これらの人々を結集して、遊牧英雄の権力の基盤たるべく強力な侍衛軍団を作つたのであり、ついでその外延には、敵側から相ついで投属してきた有力な部族の長や能力ある nökör たちを "ソユルガル" における臣従の形式を通じて漸次加へて行つて、ついに他の強大なウルスと拮抗し、これを征服するに足る政治勢力をあげたのであつた。そして最後に、イヘル・ウルスを完成するに及んで、"Qayan" の絶対権力を恒久的に支うべく基盤として、従来の侍衛軍制を強化、拡大して、大ケシクテイ制を組織するにいたつたのである。ここにはあらたに万戸、千戸、百戸の長に任命された nökör の子弟たちはいふに及ばず、平民の才能あるおのどが徵集され、しかも世襲的に交替させられて、"Qayan" の身辺の奉仕に当ることとなつた。すなはち可汗 (Qayan) と従士 (nökör) との間には "emčii" 的関係が世代ごとにたえず更新されたのであり、かくしてモンゴル可汗の帝王権はおのずからなゆうちに維持強化され得たのである。かやうにして "ケシクテイ" の制度のなかに、遺憾な姿で具現された "emčii" 的関係は、つねに更新強化されつゝ、ながくモンゴル的従士制の基底をなすものとなつた。イヘル・モンゴル・ウルスの統治体制たる千戸制は畢竟、これらの "ケシクテイ" に入つた子弟によつてやがて支配統治されることになるのであつたから、千戸制自体は、おおむねの "ケシクテイ" 制の外延的に拡大されたモンゴル・ウルスの統治制度であつたとすべられるのである。

註

(1) Kesigtei の "Kešig" の意味には (a) 恩寵、恩讐といふ意味と、(b) "Qubi Kešig" など見える「部分」といふ意

味があるので、わが白鳥、箭内博士は前説をとられ、西欧の諸学者は、この "ケシクテイ" 制が交番制であるところから、後者の説をとる方に傾いてゐるやうであるが、この制度の成

立過程やチンギス汗の関心の並々ならぬ点からみて、筆者は

やはり前説に組した。なほ Peilliot の Barthold の著者の批評 (T.P. XXVII 1930) を参照せよ。

(2) 禿魯華は禿魯花とも出でる。元史兵志の序文に、「或取

諸侯將校子弟充軍曰質子軍。又曰禿魯華軍。是皆多事之際一時之制」とある。しかし決して「多事之際一時之制」などといふ簡単なものではなかつたことは、元史選舉志三銓法の中に、「諸陰叙人員除蒙古及己當禿魯花人數別行定奪」とあるによつても知られよう。また同じく列伝一一三押延伝に「押延河西人。父火奪都以質子從太祖征河西。太祖立質子軍号禿魯花。以火奪都為禿魯花軍百戸」とも見える。但しこれらの禿魯華軍はいはば大“ケシク泰イ”の制から、はみ出た禿魯花軍であつたらしく、“ケシク泰イ”制の中の侍衛軍部隊ではなかつたやうである。しかし、かやうな質子軍の起源は、“ケシク泰イ”的前身たる “Turqa’ud” にあつたと見ながれ。

||| “Qubi” և “Soyungal” և “emčü” և

チノギス汗は “emčü” 的君従關係の上に立つ “ケシク泰イ” の制とともにみへるぐも十二の制とを一大支柱として、イヘ・モハガル・ウルスの組織を完成させたが、そのちがむなくこのイヘ・ウルスを古くからモハガル部族内に行はれてゐた “Qubi” などの家産分割の習慣に従つて、自己の親族 (urur) に分離して統治をやむこととした。秘史の一四二節には、これを以下のように記す。

(3) カルガーナ・スラホフ「蒙古社會編歴史」p. 265 passim. Barthold. W. W. Turkestan to the Mongol Invasion; “Chingizkhan and the Mongols” p. 382—384 簡訳「元朝極譜大系」(蒙古史研究収集)

(4) 村上正一「元朝秘史に現れたる emčü とへこ」(釋田博士遷歴記念論文集) なほ Mostaert さんの “emčü qubi” (梯母分子) のオルバース的形態と Ömči Xuwi へこべ、 “biens (bestiaux) que les parents donnent de leurs vivant à leurs fils ou filles” (Dict. ord. 533 a) へれねた。emčü > Ömči > injü へこべ風に変化したむのじ、語彙へ西方の諸汗国に現はれる injü > inji せいの emčü 変化形と思はれる。なほ秘史に勝人 (injes) とある、これと紛らはしない言葉があるが、これは全然別の語源をもつ言葉である。

チノギス汗は “emčü” 的君従關係の上に立つ “ケシク泰イ” の制とともにみへるぐも十二の制とを一大支柱として、イヘ・モハガル・ウルスの組織を完成させたが、そのちがむなくこのイヘ・ウルスを古くからモハガル部族内に行はれてゐた “Qubi” などの家産分割の習慣に従つて、自己の親族 (urur) に分離して統治をやむこととした。秘史の一四二節には、これを以下のように記す。

「チンギス汗が聖血を下して、母に、子へと、弟らに人民を分かち与くもハ (irge qubiyaju ögüye) とするに与へるとあ、『ウルスをあつめるに (Ulus qariya'an) 起立したのは、母なるぞ。わが子の長はシ・チなるぞ。』と述べて、母にはオッヂギンの “クビ” (qubi) など、一万の人民を与へた」

当時のモンゴル社会における “親族” (uruy) の範囲は、右にみえる場合よりもむしろ大あかつたらしい⁽¹⁾が、むろかくこの場合、チンギス汗の家産をうけつぐべき親族の概念に入れられたものは、四人の弟（一人の異母）と四人の嫡子とであつた。そしてその結果、イヘ・ウルスはチンギス汗の支配管理する “Qor-un ulus” の外に、八つのウルスに分割され、それによつて、イヘ・ウルスを構成した九十五の千戸集団は、それらの千戸長とともに、それぞれのウルスに分かれて所属することとなつた。ところど、ここに見えてゐるウルスの家産分割の形式は、旧来のモンゴル社会のなかにおいて行はれてきた氏族分裂の際の家産相続と形式の上において別段異なるところはなかつたやうである。秘史のなかには、氏族の発展と分歧の例は数多くみえてゐるが、その具体的な内容を物語つてくれるものは、モンゴルの始祖 Bodončar の例だけである。すなはち、その第二三節には、彼の兄弟は初めは 「Bodončar が愚かで弱いといひて親族 (uruy) のうちに数へず、 “クビ” (qubi) を与へなかつた」 といふが、彼がのちに「頭なく蹄なき」 平等の身分関係にあつた一群の遊牧民を発見したと、早くこれを兄弟五人ともに捕へ来て、各自分割所有した。そしてやがてそれぞれ氏族 (oboy) の長となつたことを記録して、第三九節には、いわゆるに述べられてゐる。 「われらの “イルゲン” を兄弟五人で捕へて、馬群、糧食 (aduun ide'e)、隸民家僕 (haran tudqar)、生活の場所 (aqui saqui) にありつじだ」 と。すなはち、新しい氏族への分岐の際、財産分与の対象となつたのは、まさに以上のやうなものであつたことが判明す。このうち、馬群・糧食は、当時の一般的用語でいへど、 “財物” (ed tabar, mal) であつたし、隸民・家僕は広くいへば “イルゲン” の一種であり、生活の場所とは、第六九

節に「われらの男兒は “Nuntuy” を望む」とある “Nuntuy” あなたはち牧民の移動放牧しうる居住地域を指したものと考へられるよう。これをさらに秘史の後半に用いられてゐる用語例で解釈しなほしてみると、財物とそれに附隨する牧地とを包括するものが、実は秘史に “人烟” と訳されて現はれてくる “Orya” (oroya, oroyan) であり、 “人烟” に “人民” (イルゲン) が加はつたものが、いはゆる “ウルス” (ulus=邦) であり、ないしはその連鎖語としてほぼ同様の意味をもつ “ウルス=イルゲン” といふ概念を形ひへつたものであらうと想はれる。つまり Bodončar の説話は、モンゴル部族が独立部族として当然支配すべき “ウルス=インゲン” をももだすにまだ貧困であつたときは、末子の彼は親族の仲間にも入れられず、従つて “クビ” も与へられなかつたが、後に彼の力によつて支配すべき “イルゲン” を得て強力になるに及んで、各々分岐して一定の “ウルス=インゲル” をもつ氏族の長になつたことをいうのであらう。“Qubi” ⁽¹⁵⁾ に正しくは “Qubi kešig” とは、かうした氏族の分岐の際ににおいて、親族が当然の権利として要求しうる、その共有財産に対する各自の分前であった。こゝで、やらない少しく秘史のなかにおける “Qubi” の用例を拾つてその包含する意味を検討してみると、この語葉は同時に “qubiya-” とか “qubila-” といふ動詞形で頻繁に現はれ、とくに “qubiyaldu-” すなはち「ともに分かち合ふ」といつた表現がみられ、それに「同じやうに」(sač'a) とか「平等」(dengęčen) といふ副詞をつけ加へてとくに「平等に分かち合ふ」といふ用例で出てくるやうである。あたごの動詞がいかなる環境のなかで使用されたかといふと、例へば、一三九節に、チンギス汗がケレイト部族の王者 Ong-Qan と盟約して、タタール部族を伐つたところに、「タタールを共に分かち合つて取合つて」(qnbıyalduju abulčaju) があり、また一五三節には、チンギス汗の同族で、それぞれ氏族の長でもあつた Altan, Qučar, Daridai Otčigin ⁽¹⁶⁾ と協同してタタール族を再び伐つたとき、「敵人に勝たば、その財 (olja) はわれらのものなるべく。分かち合ふべく」(qubiyaldu-je) などと書いてくる。チンギス汗がこのやうな場合、平等に財

(olja=戰利品) を分かち合つたのは、つねに右のやうに政治的同盟者とか、同族の血縁者であった。あるひはまた、“qubi”は、「親族に数へず、(徒つて) “クビ”を与へられなかつた」と Bodončar の説話に見えてゐたやうに、がんらい親族間にのみ分与さるぐき性質のものであつたことも想起されよう。畢竟するに、“qubi-qubiyaxu”といふ言葉は、そのやうな親族とか、少くとも身分的に対等な關係にあるものの間に用ひられた言葉であつて、身分を異にする主従の間で使用するぐきのでなかつたことが察せられるのである。

むしろ、右のやうな、親族ないし平等者間ににおける財産分割の觀念といふの “qubi” がお立つかれるのが、主君が従者 (nökör) に対して下賜したといふの “Soyuryal” といふ觀念であつた。この二つの觀念の相異を遺憾なく説明するものは、第一〇三節にみえる大勲臣 Šigi-Qutuqu の興味深い言葉である。彼がいち早く恩賞を求めたと、チンギス汗は、それに心快く応じて、

「お前はわしの第六番目の弟ではないのか。わしの末の弟のお前には “ソユルガル” を、(他の) 弟の “qubi” の例にならて分かち合へど」

と述べたところ、彼はそれに答へて

「わたくしのやうな末の弟は、どうぞ他民族の兄弟と同じやうに、平等に “qubi” など取られませうか。下賜して頂けますなれば (Soyurya'asu)、『土墻ある都城から』 与へぐあふ (Šio'ai yo'urqatu balayasun-ača Ögküi-yi) も『汗のソユルガル』 (Qagan-u soyuryal) へつて、お指図せらる」

といつたとみえる。すなはち、第六番目の弟だとチンギス汗から親愛の情をこめて呼びかけられたにせよ、実のところ拾い児であり、養ひ児でしかなかつた彼が、チンギス汗の親族のみが要求しうる相続財産の分与にはあづかる資格のなかつた

ことを、この一文は物語つてゐるのである。だが、カシヤハだとすれば、この場合、親族に相続財産 (qubi kešig) とつて分与された "クビ=イルゲン" (qubi irgen) と Šigi-Qutuqu のやうな大勲臣が汗のソユルガル として下賜を求めたといふ "イルゲン" (irgen) とは一体どうが違ふのであらうか。されば、前掲の文の「アム」、アムのやうに説明されてゐる。「着アルスを、母に、われらに、弟らに」トスル "qubi irgen" の名によつて『毛氈の天幕あるものを』(isgeiu yo'uratam-i) を撰り分け、『板門のあるもの』と (qabdasun e'udeten-i) 分離せしで、分かち与くも」と。すなわち、チハギス汗が母や弟や子ぶらなど自己の親族に "qubi irgen" として与へたものは、実は『毛氈の天幕ある』もの、すなはちチハギス汗が一〇六〇六年オナン河畔で「天幕ある百姓を整へやせし」(yo'uryatu ulus-i šiduryudhaju) であるところのヤハゴル本来の遊牧民であつて、『板門のある』家に住む定着民などはなかつたといふことである。これに反して、Šigi-Qutuqu が『汗のソユルガル』としての場合要求したものは、親族間で "クビ" の対象となつぐも『天幕ある百姓』ではなくて、むしろ『土牆のある都城』の "イルゲン" の一部に過あなかつた。ひどく翻つて "soyuryal" の条で述べた諸例を想ひ起して頂あたい。そこでは "ソユルガル" の対象となつたのは、その賜与の相手が一族たると姻族ないしは勲臣たるとを問はず、すべて北方の「森林の民」(hoi-yin irgen) とも『板門ある』家に住む遊牧地内の定着民とか、または「動かぬ牧地をもつ、築きたる都城のゆゑ」(nunji nunturytan, nödütqsen balavasutan) 南方農耕地帯の定着民などであつて、決して広大な草原地帯に住む、誇り高きモンゴル遊牧民ではなかつたのであつた。これら南方の農耕民や北方の狩獵民あるいは遊牧地帯に強制移住せられた定着民は、『汗のソユルガル』として一族、勲臣への下賜の対象となり得たものでしむあつたが、モンゴル遊牧ウルスを構成すべく "ウルス=イルゲン" として、むしろやむせんからぬ存在であつた。かかる別種類の住民は、モンゴル遊牧支配者については、本来の「草原の民」(Ke'er-in irgen) とは統治の便宜上取扱いを異にせね

「みんな、所詮「異國民」(Qari-yin ingen) だのだもある。され故にしん、「クル」の対象たるぐれ『毛氈の天幕ある民』から明確に区別せよ。Šigi-Qutuqu がつぶやくたとじふモンゴル・ウルスの臣籍簿「臣口清單」(Kökö dəptər) のなかにとくに記載されねばならなかつたのぢあひつ。⁽⁴⁾『汗のソユルガル』としに下賜あらぐべ、いねにチハギベ汗の手許に留めねかれたといふのを、つまりはわがした理由から出たものと想せね。

もし、この節のはじめに述べたやうに、チングイス汗の親族は、⁽⁵⁾チングイス汗があつめ得た『草原の民』(Ke'er-in irgen) やなばちモンゴル遊牧民から各自の取得分(qubi kešig) と“Orma”[人烟]（牧地と畜群）とを押して、多くのウルス・イルゲン (=邦・分国) を形成したのであつた。いわどこのウルス=分国内における主君(ulus-un ejen) などに千戸長(noyad) ものの支配下の一般の人民層(ingen) もの關係を述べる必要から、またたび従士制の問題はやれもつて略。秘史のなかでは、この支配層と一般人民層の關係に関する資料は殆ど欠いてゐるけれども、ただ一つ、チングイス汗が大“ケシクテイ”を組織することを述べた第二三四節のなかに、おはめて興味ある記事を見出すことがである。

「祖介に仕くることを禁めるに近づけ、千戸のノヤンの子弟アラフ、十人の従士を、本の千戸、百戸アラフ(huja'ur mingyan ja'un-aca) 徵集して(qubčiju) 命く。彼らの父の与くた相続財産(qubi kešig) があるないば、(あたもし) 彼自らの力で得て置いた人口頭定(ere arta) がふかほどあるならば、彼の “emčü qubi” を除いた外から、われわれが定めた限度に従つて徵集し、以上のやうに徵集すべアレインシヒテねむ」⁽⁶⁾

しげは、むくは “ケシクテイ” に入団させるための徵集(qubčur) のことを物語つてゐる文ではあるが、同時に、ウルス内にねける一般民に対する“賦役”ないしは“徵稅”的模様の一端を覗かせるものである。まゝ、ここにいふ本源的千戸(huja'ur mingyan) とは、恐らく千戸長とほぼ同一の氏族員をもつて組織された本来の部族集團を意味したもので、當時

の千戸にはいのやうな形態のものが多かつたらしいが、この外にも、ここに見えるやうに、千戸の長が父祖から代々相続した“qubi irgen”もあつたやうだし、血の代での戦功や何かで獲得し得た“irgen”もたゞ戸籍簿になかつた難多な実はゞく・ウルスの可汗（Qayan）から賦役徵税の対象とされ得たところの諸ウルス内の、“公民”（=係官民）Qānīy irgen^(o)となつたものであつた。従つて千戸長はこれらの部民を支配せ(mede-)したが、それは決してこれに対する領主権を意味するものではなかつたことすでに前述した通りである。千戸戸頭が戸自身の領主権を主張つたるに、 “公民”の以外で可汗の徵税ないし、賦役の大権(qubčur)の範囲外におかれた“emčü irgen”も、別の分子(emčü qubi)があつたのである。しかるの“emčü” qubi の所有する、ゞく・ウルスの君主チングス汗を始め、諸ウルスの君主、万户、千戸、百戸長など、モンゴル遊牧民集団の支配者層のものが殆ど享受し得たところの領主的特権であつた。一三九節によればチングス汗は同族のうち、もつとも勇敢をもつて聞えた Jürkin 族を滅つたと、それらの生き残つた族員をことじゅくへ、血の“emčü irgen”もつたと云ふ。末子の Tului も戻田の Jürčedei もかれぞれ滅びたケレイト部族長の娘を妃とした際、その妃に随伴してゐた隣人(injes)を纏めて、その“emčü irgen”もつたと秘史は曰く。しかる、Tului も Jürčedei の甥の“emčü irgen”は、明らかに『汗のフヨルカル』(Qayan-u soyurxal)もつて可汗がべト闇(Soyurxan)やだものであつた。「ハサルガル」が第一章に説いたやうに、戦功による一族、戻田に与くられた、徵税・刑罰からの Immunität も含む世襲の諸特権を意味するものとせば、これの“emčü irgen”は、かれど「戸の血の身に貼く emčü ハシド」(beye ča'ada emčülen)、その所有者は、そのやうな Immunität をもつて排他的所有権を、戸の“emčü irgen”的上に使つ得たはやうである。かねての意味で、この「ハサルガル」の対象となつた“emčü irgen”は商業の完全な意味に

おける「私有の民」であり、海内的皇帝といふよりも、ひとたび下賜すれば、賦役ないし徵税を課することのできる性格のものであつた。しかもそれは、前述したやうに、モンゴルウルスの“カルス・イルゲン”すなはちモンゴルの公民（係官民戸）たる『草原の民』とは戸籍簿を異にする『異国民』(qari-yin irgen)から構成されてゐたのであり、数多くの征服戦争を通じてチンギス汗一族が獲得し来つた被征服民の集団であつた。それをチンギス汗は自らの手許に留め置いて「ソユルガル」として、必要に応じて、一族・勲臣へと下賜したのである。このやうな意味において、チンギス汗は親族に家産を分与するモンゴル部族の長(ulus-un ejen)である同時に、「コルガル」を下賜する海内的皇帝(Dalai-yin Qayan)の資格においてもまた、一族に対し、かつモンゴル族一般に対して、絶対の王者たり得たたわけであつた。

かやうにして、イヘ・モンゴル・ウルスはその発展の過程において、チンギス可汗が親族に分国して、イヘ・ウルスなどに分国ウルスの、いはば「公的人民」(Qanlıq irgen)となつたものと、可汗並びにウルスの各王者たるこはその下の貴族層のものが所有した「私的人民」(Emcü irgen)との間に明白な区別が生じた。⁽¹⁹⁾前者は主として『Qubi』として分割されたモンゴル草原の民からなるもので、“qubčur”的対象たる係官戸といわれたが、後者はもつぱり征服戦争で捕虜とされた多くの『異國の民』であり、勲功によつて分与された遊牧領主たちの私属の領民として、公課たる “qubčur”的対象からはうされたものであつた。モンゴル封邑制は、まさに後者の土壤の中に根を下して発芽したのであり、イヘ・モンゴル・ウルスの発展に伴うて、豊かな栄養分を摂取しつつ根をはつて、やがて、イヘ・ウルスの中央権力を代表する可汗の勢力も凌ぐ大樹に成長して行くのである。

註

(1) 秘史の第一八節に「房親」といふ明人の傍訳のある “Aqa

モンゴル朝治下の封邑制の起源 村上

de ū yue qaya” 且つこそ Mossaert と nous sommes parents à un degré éloigné; nous sommes parents de la même

generation qui demeurent dans la même maison と解してやられる。同じ家に同居する親族の範囲は、従兄弟まで及ぶ場合が別段不思議でなかつたことを歴史のこの節は物語つてゐる。チンギス汗の場合も當時の習慣に従へば、叔父の Daridai Otcigin は “クビ” を分与すべからずらしいが、彼はこの叔父が自分にしづしづ背いたので、ついに “クビ” の分与を肯じなかつたと歴史は伝へてゐる。本来叔父に分与せねばならぬ義務觀念があつたとしたい、彼の場合の親族の範囲もかなり広くなつたまゝである。また當時 Ramstedt が Zahlreiche familie と解した “Önür” (斡那兒、秘史) (5) 五節) みると畜業があつたといふ、Pelletier がその試証記述するところによると注意しておめだらる。Pelletier; Histoire scrite des Mongols p. 147 の註

(a) “adu'un ide'e” が Mostaert による un mot couple による “chevaux en tant qu'il font partie d'un haras, troupe de chevaux, sous la conduite d'un étalon の意で今田もオルムズに残つてゐるところ。だが、また考へてみると “adu'un” は馬群であり、“ide'e” は食物すなはおモンゴル人にとってのふく羊群のことを指したものであらうから、両者を併せて un mot couple とすれば、結局のところ畜群 (bestiaux) をやかみだなかつたと筆者は考へる。

(b) “tudqar” が F. W. Cleaves 教授による “明代中華ハルムズ語「孝絆」と曰く、回つて “gergen tudqar” と開かれてい

るべし。inge oryo (§ 272) inge orya (§ 150) inge oryo (§ 163) irgeen oryan (§ 260) の インゲの形があらひいと示されたにふれがへどある。なぜつけ加へれば、廬龍塞路の品職門に「武田我兒完」がある「我兒完」のことに近づくものである。

(c)

“qubi” が Mostaert: Dictionnaire Ordos p. 3756 による “portion, part; subdivir d'une heure, desirr とおなが、同時に mes propre paroles ある sa propre famille の例としての “propre” は “xuwini” による形を示すおなじふじるから推測すれば、「本来へるぐく」ないし「所属する」、当然の」といった意味をもつてゐたのであらう。

(d) 遊牧国家は定着民の地帯を侵入するときは、戦利品として定着民を奪ひ去つて、遊牧地帯に強制移住させ、(=徒民)これを支配したことば、あまりにも著名な事実である。遼朝のそれはむろに著名であるが、モンゴル朝、元朝でもこの傾向は遼朝より甚しいものがあつた。これがいはば「ノゴルガル」の対象となり、やがて一族・勅臣の封邑を形成して行つたのであるが、その過程については、いづれ稿を改めて詳細に説かたと思ふ。

(7) 「眞口青串」に關つては、やしら Pelletot もつい注意せられてゐるが、これは通報条規にも「青串」について述べた箇所が

一箇所ほど見える。「青串」とは、明代の中国の眞口「報串」も全く対照的である。あなたが中国では黄が神聖な土の色であつたに對して、ヤンケルの場合は青い文字や白い紙の上に書かれたからといふ理由からでなくして、恐らく神聖な蒼天の色を尊んで、より重要な眞籍簿をやうと稱したのである。

(8) Qubcur と題して H. F. Schurmann: Mongolian Tributary Practices of the 13th Century (H. I. A. S. vol. 19 1956) p. 304～389 が最も多く詳説に向つて記されている。

(9) 元史・元典章に頻繁に現れる「添置」もこの類葉書が、秘史の一「因九種」*olon teme'd naryau qa boljau ogsu'* (多くの駒馬を出しつゝ、係員ひねせりゆくもの) である。取扱いの傍訳では “qa” や「添置」の訳すところ。W. F. Cleaves 教授は明代ヤンケル語訳「孝經」の中にあるの “qa” なる文字が現はれて來る。原文の「恤」は前段に述べた如くの傍訳では “qa” や “qas-a” とくつゝ。図書館蔵のヤンケル語文獻にも “qa” なる文字が現はれて来る。あなたが “qa” や “qas-a” の場合にも用ひられてゐるやうであるから、この “qa” や “qayan” のやうなヤンケル語から出たものか、中國語の「恤」の移植語から出たものであるかは、これがのとひて不明である。

また同書の “Qanliy” はこの二語形の文書の使用を示す。

(10) ヤンケル社会でも、それに支離された西アジアのイスラム社会でも「公的」と「私的」の區別はかなり明瞭であつたやうである。この場合、「公的」「私的」のものは前述のヤンケルの場合 “Qa”, “Qanliy” 「私的」は “emdi” と呼ばれたものとわたくしは考へた。Schurmann 出典によると、イル汗国の場合は、心ねはね々 *dalay u inju* と皆へて区別されたところ (Shurmann: Mongolian Tributary Practices of the 13th Century, H. J. A. C. vol. 19, 1953 p. 304～389) がよく Minorsky: Nasir al-Din Tusi on Finance (B. O. S. S. vol. X 1940) によれば、公室のすべての財産である。國州の財産とは *Khaṣṣa* (his personal property) と the property destined for the needs of the kingdom の区別が區別される。又 “khaṣṣa” は W. F. Cleaves 教授によると “qasas-a” とくつゝ。図書館蔵のヤンケル語文獻にも “qasas-a” なる文字が現はれてゐる。この “qasas-a” は “royal domain” とくつゝ訳語をもつてゐる。この “Special to the King” じふ「君主の身に歸る」よりも “emdi” のものとの原義にあわに符合するものである。

結びに

以上、秘史のなかに現はれた諸用例を中心とし、『ソノルガル』から始まつて、中國的從士制成立の契機を論じ、『ケシクテイ』の制のなかに、本来の從士制の萌芽を見出す、『クル』と『ソノルガル』との間に、公民 (Qānlyr) と領民 (emčü) との差違を確めよつとした。これらの論を導くに至る所で、必ずしも秘史にのみ頼つて、中國や西方のイスラム資料によつたのが、西語のヤンゴル語における本来のこれらの用語のゆつて意味と社会的起原とを純粹の形で捕へたかつからである。ソノルガルは知ら得たことだ、『ウルス』と『emčü』と『ソノルガル』との間に存する意味的基本的相違である。この重要な論点に關つて、從来あわゆる懸念があつた。例くば、かのすぐれた研究者ヘルネル ^{レーデル} によれば、西方の資料にのみ頼つたため、この二種の觀念を混同していわゆる如く説いてゐる。“Therefore, Chingizkhan gave each of his three eldest sons a separate appanage (*inju*) comprising a certain number of nomad hordes (*nhus*) bound to provide military detachments and tracts of land (*yurt*) sufficient for their upkeep. The boundaries of the yurt were only vaguely defined. The first to receive his *fief* was the eldest son Juchi, to whom his father gave in 1207 the so-called “forest peoples” from the lower course of the Selenga up to the Irtysh”. もの文になつてゐる “inju” は筆者の考察によれば、ある種のアーチャーの翻訳の “emčü” の音變形である。文献によれば “inju” が本来アルマニ語の “emčü” の音變形であるが、洪武の “inju < emčü” の時代ではなれば、qubčur の如きとなつた “ウルス・イル” であった。ソノル inju は、もつともおおまかに翻訳の “ソノルガル” (稱臣) そのものである。別に

「Injū」とは各ウルベの領地内に於ける「畜の本領と營へemčü ト」(beye ča'ada emčülen)をなす私有地・私有財のことを謂う。Krongüter(王領の地、おだな領)である。また「ウルベ」は「馬のなむ」を意味するアルメニア語の「nomad hordes」の意味をもつてゐる。決してそれだけのものでなく、むしろ「nomad hordes」たる「イルガル」(irgen) なる「cattle and yurt」をも含めた統一帝国(ウルベ)の「ウルベ」なることは「ウルス=イルゲン」である。たゞこの呼称に知らねばならないであらう。まああた、かやうな連関に於いて、「ウルベ」と「ソユルガル」ないつた“emčü > injū”なる諸概念の明晰な分析なくつては、モハガル朝、ひいては元朝治下の封國制(“ソユルガル”制)を説明するにあたるが、恐らくは不可能に近いのではあるが、あた西方のイスラム世界に建国した諸汗国内における“ソユルガル”制は、元朝治下に発達した“ソユルガル”制と大分異なる面があるやうである。それを西方諸汗國のそれとの対比において研究すべきであるが、これが私の眼がなま。他且、以上のやうな意味での元朝治下の「畜頭領」を讀んで、またたる筆をひりたる腰ひどい。

(東京都立大学人文学部助教授)

註

(一) Barthold, v.v. History of the Semirechyé (Four Studus on the History of Central Asia) p. 112 などに記載の「ソユルガル」は「When cultivated lands were conquered, their revenue was not appropriated (inju) by any one prince, but was divided among them all. 」である。つまり “Injū” は本支を分離した彼の “inju(a separate

appanage) であるが、一体どうして関連の下で説明されるべきものか、筆者には理解しがたことである。あたしの感想によると、Bertold Spuler 教授の「イル汗国史」『金帳汗国史』における “Soyuryal” と “Inju” との説明のなかにも、違った性格のものお腹同じて、謎めきなものである。